

## 豊川市オープンデータの推進に関する指針

### 1 本指針の目的

本指針は、国が策定した「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、豊川市（以下「本市」という。）が平成 37 年度を目標年度として掲げる「第 6 次豊川市総合計画」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより開かれた市政の推進等を図り、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

### 2 オープンデータを推進する意義・目的

オープンデータを推進する意義・目的は、次のとおりとする。

#### (1) 開かれた市政の推進

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、「第 6 次豊川市総合計画」の一施策として位置づけられている「開かれた市政の推進」が図られる。

#### (2) 公的データの共有による協働の推進

本市ホームページを通じて、市民や NPO などと公的データを共有することで、本市の課題を協働により解決するきっかけとする。

#### (3) 行政における業務の高度化・効率化

政策決定等において公的データを効果的に分析することにより、業務の高度化・効率化が図られる。更に、オープンデータの推進を契機に、市民の利便性の向上が図られる。

### 3 オープンデータ推進のための基本原則

本市においてオープンデータを推進するための基本原則は、次のとおりとする。

(1) 本市自らが積極的に公的データを公開する。

(2) 機械判読が可能で、二次利用が容易な形式で公開する。

(3) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。

(4) 取組可能な公的データから速やかに公開に着手し、実績を蓄積する。

### 4 推進体制

オープンデータ推進のため、全庁的な体制（豊川市情報政策推進本部）によって取り組んでいくものとする。

### 5 本指針の改定

本指針は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとする。

#### 附 則

この指針は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。